

マンションの建替えや 敷地売却を ご検討されている方々へ

敷地を売却するやり方も
あるんじゃないですか？



建替えて、どうやって
進めて行けば良いか
さっぱりわからないよね

**建替えなどのお悩みをお気軽にご相談ください。
専門家による無料対面相談も受けられます。**

この度の改正により、「マンション敷地売却制度」と「容積率の緩和特例」が創設され、マンションの再生に選択肢が広がりました。
マンション建替法の詳細はこちら▶<http://tatekae-mansion.jp>

改正の目的・背景

南海トラフ巨大地震や首都直下地震など巨大地震の発生に備え、生命・身体の保護の観点から、耐震性不足のマンションの耐震化が喫緊の課題となっております。

相談窓口 **まずは電話で相談** 受付:10時～17時(土日祝休日・年末年始は除く)

**住まいる
ダイヤル 0570-016-100**

※ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。
PHSや一部のIP電話からはつながりませんので、その場合は03-3556-5147におかけください。



Step 1 一級建築士の相談員が電話でお答えします

Step 2 弁護士・建築士等による無料の対面相談も受けられます

住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口[(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター]です。一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、専門的な見地からアドバイスします。マンションの建替えやマンション敷地売却等についてのご相談にお答えします。安心してご利用ください。また、マンションの建替えやマンション敷地売却等についての法律や制度等に関する専門的な相談が必要な場合は各都道府県にある弁護士会で無料の対面相談を受けることができます。ご利用いただける方はマンションの建替えやマンション敷地売却等に関係する区分所有者、借家人等の方で、デベロッパー等事業者の方はご利用いただけません。※相談内容に応じて専門の機関をご紹介させて頂く場合もあります。 ※体制が整った弁護士会から順次実施します。